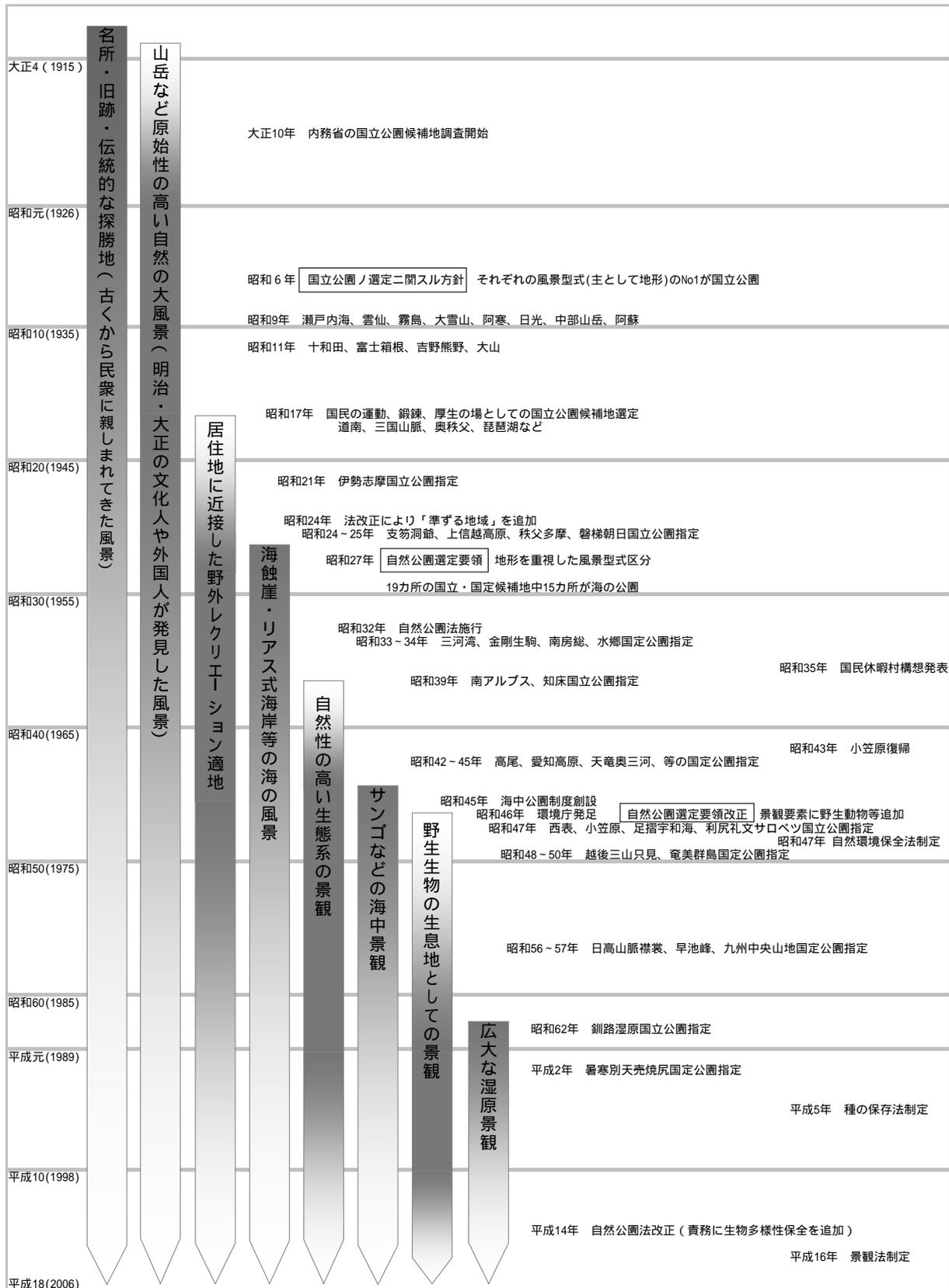


国立・国定公園の指定及び管理運営に関する検討会提言
付属資料

公園指定における風景評価の変化・多様化（図1）	1
国立・国定公園の指定面積（表1）	2
国立公園の指定状況（表2）	2
国定公園の指定状況（表3）	3
国立・国定公園指定面積の推移（図2）	4
他の保護地域制度における指定状況との比較（表4）	4
国立・国定公園別の植生自然度（図3）	5
保護地域による藻場のカバー率と内訳（図4）	7
保護地域によるサンゴ礁のカバー率と内訳（図5）	7
自然公園法と環境省所管の法制度との関係性（表5）	8
自然公園法と環境省以外の省庁所管の法制度との関係性（表6）	9
公園利用者数の推移（図6）	10
国立公園内行為許可件数の推移（図7）	11
国立公園内事業申請処理件数の推移（図8）	11
国立公園管理に関する環境省予算額（非公共）の推移（図9）	12
自然公園等事業費（国立公園関係分）の推移（図10）	12
自然保護官数の推移（図11）	13

公園指定における風景評価の変化・多様化（図1）



国立・国定公園の指定面積（表1）

陸域

種別	公園数	公園面積 (陸域) (ha)	国土面積に 対する比率 (%)	内訳				普通地域	
				特別地域 特別保護地区		普通地域		面積	比率
				面積 (ha)	比率 (%)	面積 (ha)	比率 (%)	面積 (ha)	比率 (%)
国立公園	28	2,065,167	5.46	273,821	13.3	1,471,889	71.3	593,278	28.7
国定公園	55	1,344,453	3.56	66,493	4.9	1,251,218	93.1	93,235	6.9
合計	83	3,409,620	9.02	340,314	18.2	2,723,107	164.3	686,513	35.7

* 国土面積は、37,790,697ha(平成16年 全国都道府県市区町村別面積調 国土地理院)

海域

種別	公園数	公園面積 (海域) (ha)	国土面積に 対する比率 (%)	内訳			
				海中公園地区		普通地域	
				面積 (ha)	比率 (%)	面積 (ha)	比率 (%)
国立公園	28	1,267,910	2.95	1,410	0.11	1,266,500	99.89
国定公園	55	443,085	1.03	1,385	0.31	441,700	99.69
合計	83	1,710,995	3.98	2,795	0.16	1,708,200	99.84

* 海域の面積は、自然環境情報GIS等を用いて試算した参考値である。

* 領海面積は43万km²として計算

国立公園の指定状況（表2）

（平成18年3月31日時点）

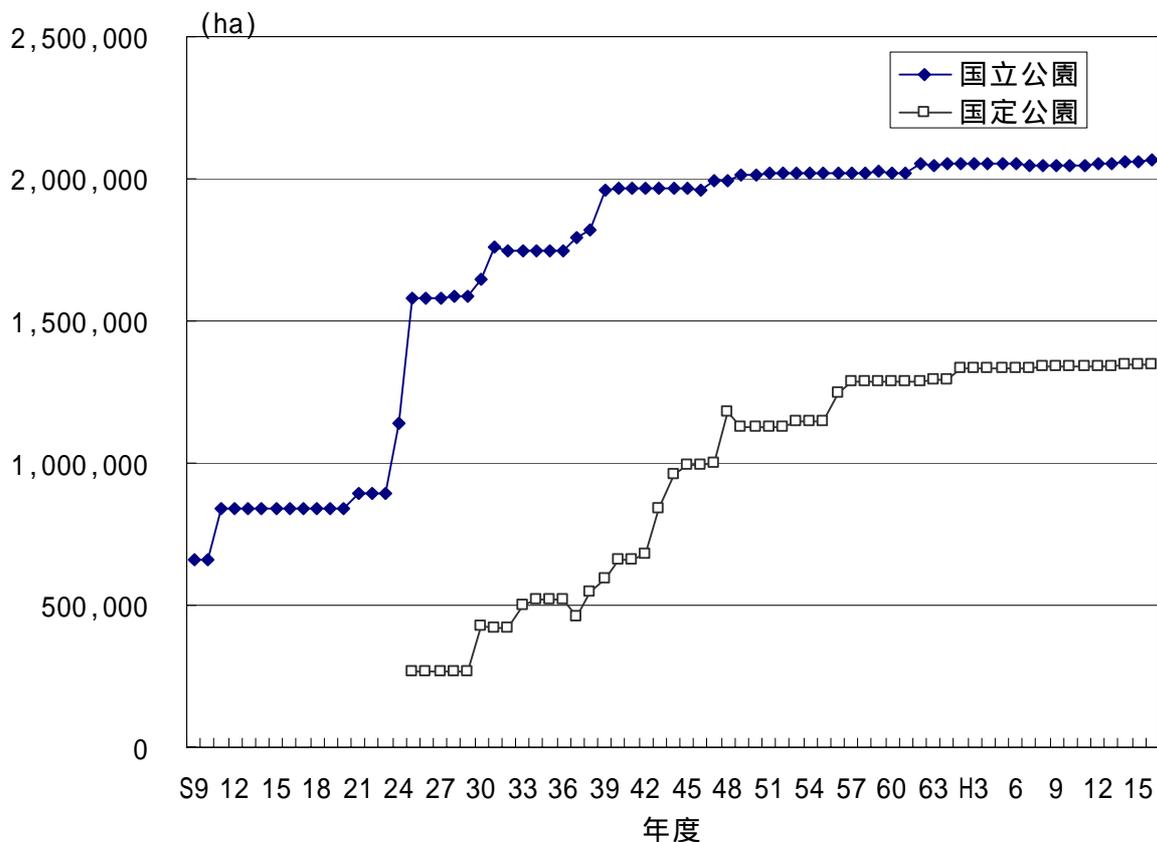
国立公園名	指定年月日	面積(ha) (陸域のみ)	関係 都道府県
利尻礼文サロベツ	1974(昭49).9.20	24,166	北海道
知床	1964(昭39).6.1	38,633	北海道
阿寒	1934(昭9).12.4	90,481	北海道
釧路湿原	1987(昭62).7.31	26,861	北海道
大雪山	1934(昭9).12.4	226,764	北海道
支笏洞爺	1949(昭24).5.16	99,473	北海道
十和田八幡平	1936(昭11).2.1	85,551	青森、岩手、秋田
陸中海岸	1955(昭30).5.2	12,212	岩手、宮城
磐梯朝日	1950(昭25).9.5	186,404	山形、福島、新潟
日光	1934(昭9).12.4	140,021	福島、栃木、群馬、新潟
上信越高原	1949(昭24).9.7	189,062	群馬、新潟、長野
秩父多摩甲斐	1950(昭25).7.10	126,259	埼玉、東京、山梨、長野
小笠原	1972(昭47).10.16	6,099	東京
富士箱根伊豆	1936(昭11).2.1	121,714	東京、神奈川、山梨、静岡
中部山岳	1934(昭9).12.4	174,323	新潟、富山、長野、岐阜
白山	1962(昭37).11.12	47,700	富山、石川、福井、岐阜
南アルプス	1964(昭39).6.1	35,752	山梨、長野、静岡
伊勢志摩	1946(昭21).11.20	55,544	三重
吉野熊野	1936(昭11).2.1	59,793	三重、奈良、和歌山
山陰海岸	1963(昭38).7.15	8,784	京都、兵庫、鳥取
瀬戸内海	1934(昭9).3.16	66,934	大阪、兵庫、和歌山、岡山 広島、山口、徳島、香川 愛媛、福岡、大分
大山隠岐	1936(昭11).2.1	35,053	鳥取、島根、岡山
足摺宇和海	1972(昭47).11.10	11,345	愛媛、高知
西海	1955(昭30).3.16	24,646	長崎
雲仙天草	1934(昭9).3.16	28,279	長崎、熊本、鹿児島
阿蘇くじゅう	1934(昭9).12.4	72,678	熊本、大分
霧島屋久	1934(昭9).3.16	57,078	宮崎、鹿児島
西表	1972(昭47).5.15	13,547	沖縄
合計		2,065,156	

国定公園の指定状況（表3）

（平成18年3月31日時点）

国定公園名	指定年月日	面積（ha） （陸域のみ）	関係 都道府県
暑寒別天売焼尻	1990(平2) . 8. 1	43,559	北海道
網走	1958(昭33) . 7. 1	37,261	北海道
ニセコ積丹小樽海岸	1963(昭38) . 7.24	19,009	北海道
日高山脈襟裳	1981(昭56) .10. 1	103,447	北海道
大沼	1958(昭33) . 7. 1	9,083	北海道
下北半島	1968(昭43) . 7.22	18,728	青森
津軽	1975(昭50) . 3.31	25,966	青森
早池峰	1982(昭57) . 6.10	5,463	岩手
栗駒	1968(昭43) . 7.22	77,122	岩手、宮城、秋田、山形
南三陸金華山	1979(昭54) . 3.30	13,902	宮城
蔵王	1963(昭38) . 8. 8	39,635	宮城、山形
男鹿	1973(昭48) . 5.15	8,156	秋田
鳥海	1963(昭38) . 7.24	28,373	秋田、山形
越後三山只見	1973(昭48) . 5.15	86,129	福島、新潟
水郷筑波	1959(昭34) . 3. 3	34,956	茨城、千葉
妙義荒船佐久高原	1969(昭44) . 4.10	13,123	群馬、長野
南房総	1958(昭33) . 8. 1	5,690	千葉
明治の森高尾	1967(昭42) .12.11	777	東京
丹沢大山	1965(昭40) . 3.25	27,572	神奈川
佐渡弥彦米山	1950(昭25) . 7.27	29,464	新潟
能登半島	1968(昭43) . 5. 1	9,672	富山、石川
越前加賀海岸	1968(昭43) . 5. 1	9,246	石川、福井
若狭湾	1955(昭30) . 6. 1	21,182	福井、京都
八ヶ岳中信高原	1964(昭39) . 6. 1	39,857	山梨、長野
天竜奥三河	1969(昭44) . 1.10	25,723	長野、静岡、愛知
揖斐関ヶ原養老	1970(昭45) .12.28	20,219	岐阜
飛騨木曾川	1964(昭39) . 3. 3	18,075	岐阜、愛知
愛知高原	1970(昭45) .12.28	21,705	愛知
三河湾	1958(昭33) . 4.10	9,457	愛知
鈴鹿	1968(昭43) . 7.22	29,821	三重、滋賀
室生赤目青山	1970(昭45) .12.28	26,308	三重、奈良
琵琶湖	1950(昭25) . 7.24	97,601	滋賀、京都
明治の森箕面	1967(昭42) .12.11	963	大阪
金剛生駒紀泉	1958(昭33) . 4.10	23,119	大阪、奈良、和歌山
氷ノ山後山那岐山	1969(昭44) . 4.10	48,803	兵庫、鳥取、岡山
大和青垣	1970(昭45) .12.28	5,742	奈良
高野龍神	1967(昭42) . 3.23	19,198	奈良、和歌山
比婆道後帝釈	1963(昭38) . 7.24	8,416	鳥取、島根、広島
西中国山地	1969(昭44) . 1.10	28,553	島根、広島、山口
北長門海岸	1955(昭30) .11. 1	12,384	山口
秋吉台	1955(昭30) .11. 1	4,502	山口
剣山	1964(昭39) . 3. 3	20,961	徳島、高知
室戸阿南海岸	1964(昭39) . 6. 1	6,230	徳島、高知
石鎚	1955(昭30) .11. 1	10,683	愛媛、高知
北九州	1972(昭47) .10.16	8,107	福岡
玄海	1956(昭31) . 6. 1	10,158	福岡、佐賀、長崎
耶馬日田英彦山	1950(昭25) . 7.29	85,024	福岡、熊本、大分
壱岐対馬	1968(昭43) . 7.22	11,946	長崎
九州中央山地	1982(昭57) . 5.15	27,096	熊本、宮崎
日豊海岸	1974(昭49) . 2.15	8,518	大分、宮崎
祖母嶺	1965(昭40) . 3.25	22,000	大分、宮崎
日南海岸	1955(昭30) . 6. 1	4,542	宮崎、鹿児島
奄美群島	1974(昭49) . 2.15	7,861	鹿児島
沖縄海岸	1972(昭47) . 5.15	10,286	沖縄
沖縄戦跡	1972(昭47) . 5.15	3,127	沖縄
合計		1,344,500	

国立・国定公園指定面積の推移（図2）



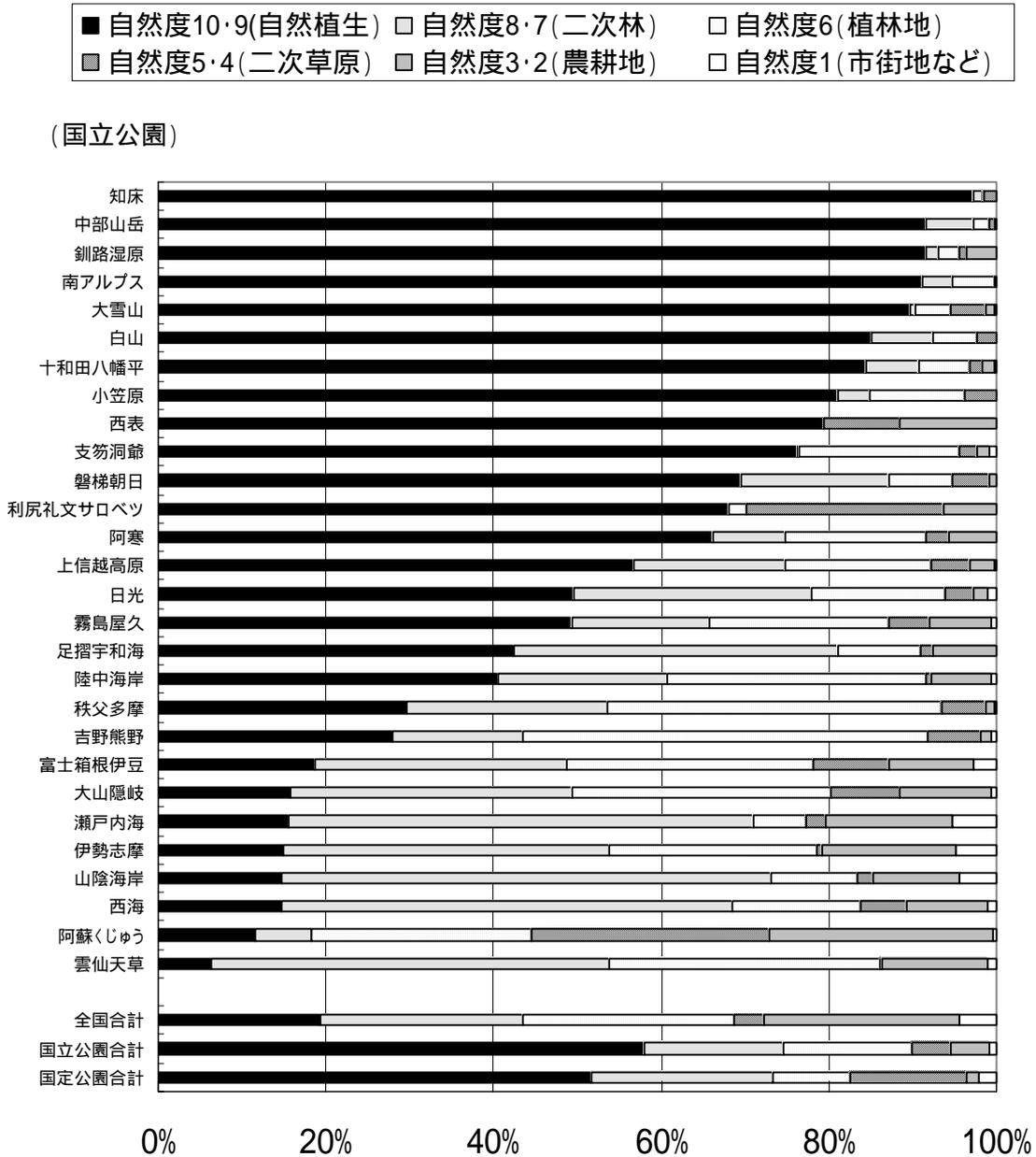
他の保護地域制度における指定状況との比較（表4）

(平成18年3月31日)

制度	根拠法	目的	種別	指定箇所	指定面積 (ha)	国土面積 に対する比 (%)
自然公園	自然公園法	優れた自然の風景地の保護と利用の増進	国立公園	28	2,065,167	5.46
			国定公園	55	1,344,453	3.56
			都道府県立自然公園	309	1,959,143	5.18
鳥獣保護区	鳥獣保護法	鳥獣の保護のために重要と認める区域の保護による鳥獣の保護	国指定鳥獣保護区	66	538,150	1.42
			都道府県指定鳥獣保護区	3846	3,142,035	8.31
生息地等保護区	種の保存法	国内希少野生動植物種の生息地等の保護による種の保存	生息地等保護区	9	885	0.00
自然環境保全地域等	自然環境保全法	自然環境を保全することが特に必要な区域の保全	原生自然環境保全地域	5	5,631	0.01
			自然環境保全地域	10	21,593	0.06
			都道府県立自然環境保全地	536	76,341	0.20

* 国土面積は、37,790,697ha(平成16年 全国都道府県市区町村別面積調 国土地理院)

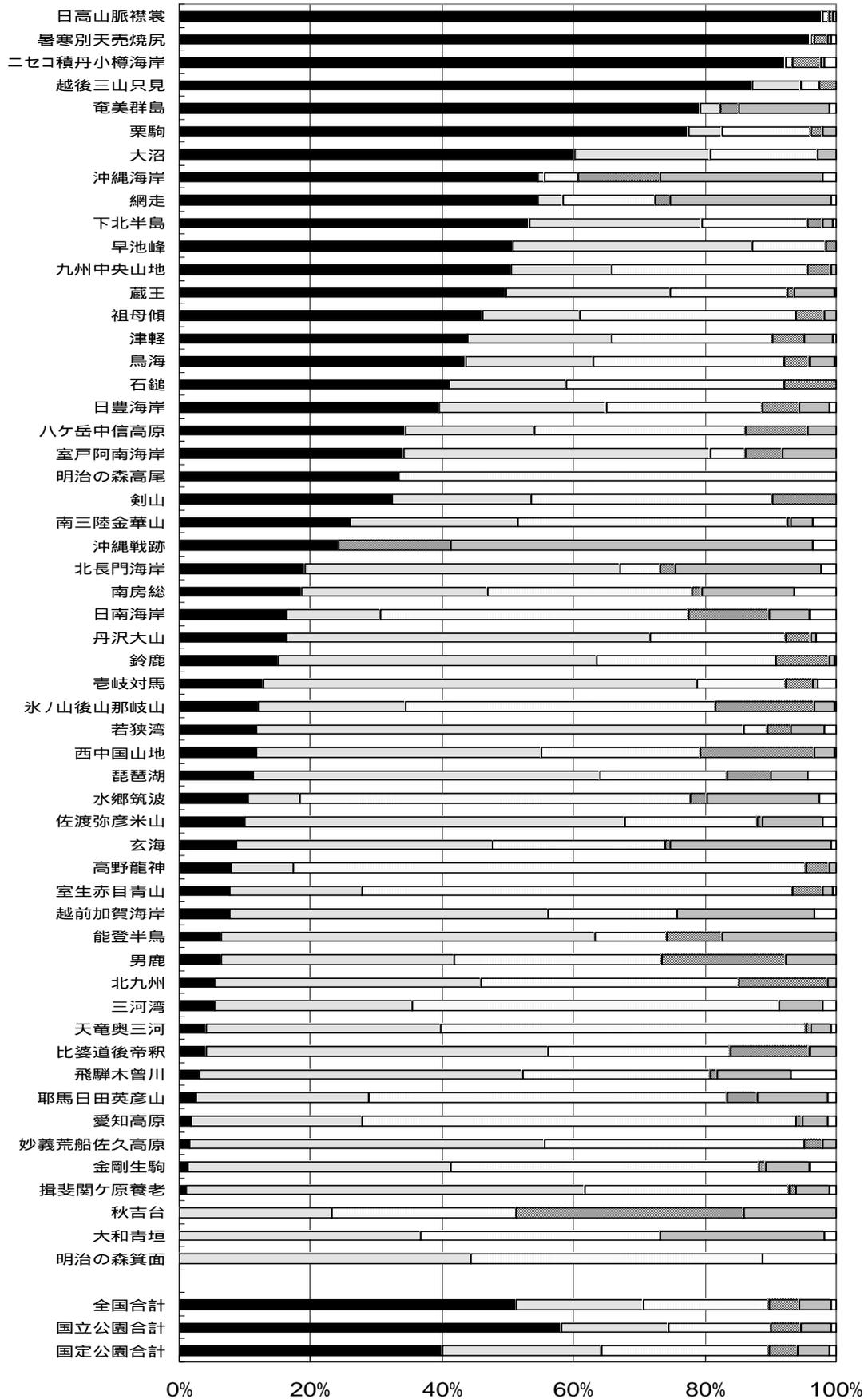
国立・国定公園別の植生自然度（図3）



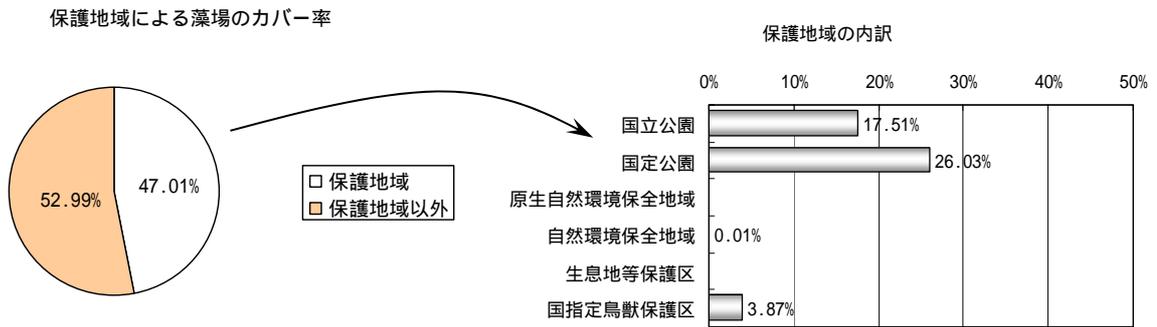
植生自然度：植生に対する人為の影響の度合いにより、日本の植生を10の類型に区分したものを。

- (区分基準)
- 10：高山ハイデ、風衝草原、自然草原等、自然植生のうち単層の植物社会を形成する地区
 - 9：エゾマツ・トドマツ群集、ブナ群集等、自然植生のうち多層の植物社会を形成する地区
 - 8：ブナ・ミズナラ再生林、シイ・カシ萌芽林等、代償植生であっても、特に自然植生に近い地区
 - 7：クリ・ミズナラ群落、クヌギ・コナラ群落等、一般には二次林と呼ばれる代償植生地区
 - 6：常緑針葉樹、落葉針葉樹、常緑広葉樹等の植林地
 - 5：ササ群落、ススキ群落等の背丈の高い草原
 - 4：シバ群落等の背丈の低い草原
 - 3：果樹園、桑園、茶畑、苗圃等の樹園地
 - 2：畑地、水田等の耕作地、緑の多い住宅地
 - 1：市街地、造成地等の植生のほとんど存在しない地区

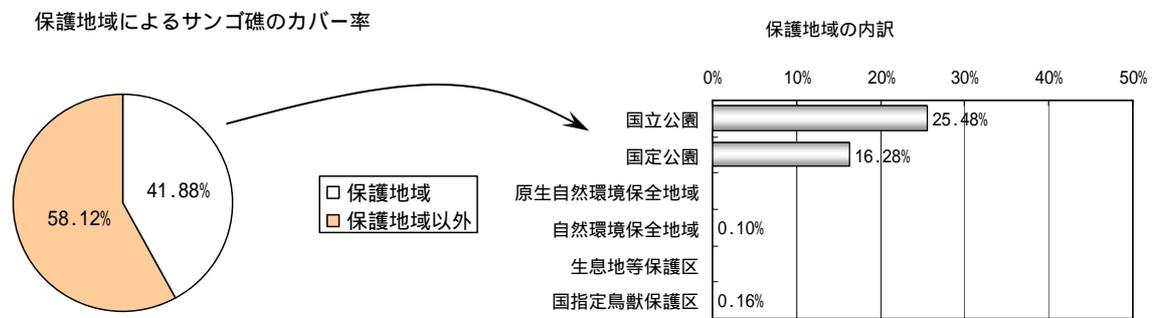
(国定公園)



保護地域による藻場のカバー率と内訳（図4）



保護地域によるサンゴ礁のカバー率と内訳（図5）



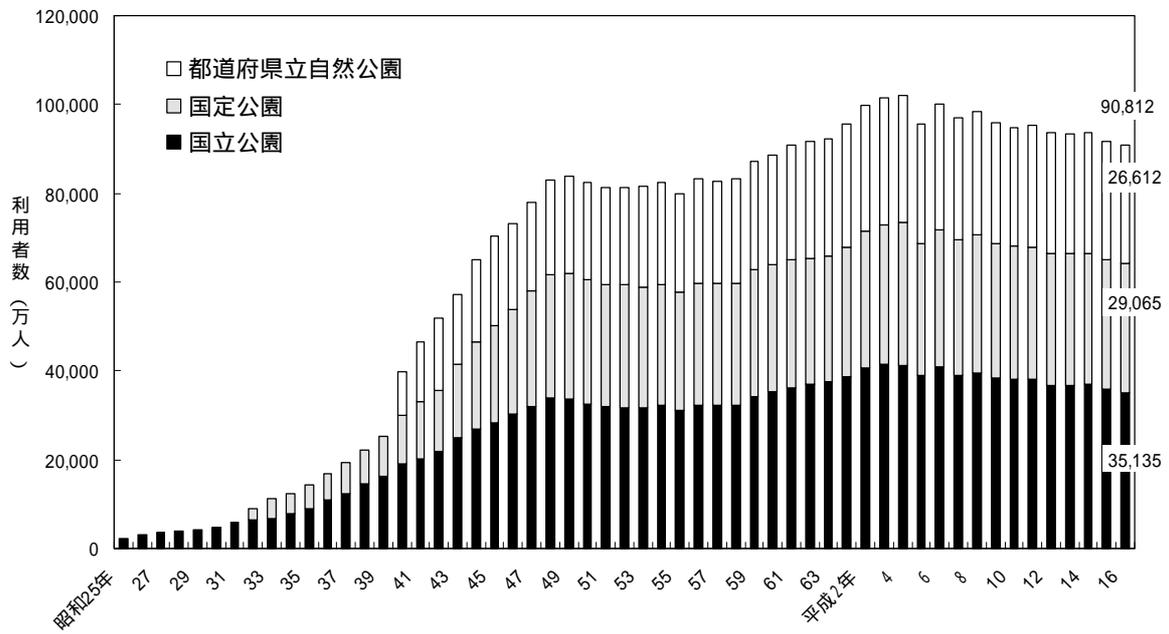
自然公園法と環境省所管の法制度との関係性（表5）

法令名(制定年)	目的	地域指定の種別	自然公園との重複	自然公園行政との関係
自然環境保全法 (昭和47年)	自然環境を保全することが特に必要な区域等の自然環境の適正な保全を総合的に推進することにより、広く国民が自然環境の恵沢を享受するとともに、将来の国民にこれを継承できるようにし、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与すること	(国指定) 原生自然環境保全地域 ・立入制限地区 自然環境保全地域 ・特別地区 ・野生動植物保護地区 ・海中特別地区 ・普通地区 (都道府県指定) 都道府県自然環境保全地域	重複しない	利用を前提とする自然公園制度とは相容れないため、地域指定にあたって自然公園区域から除外した事例がいくつかある。原生自然環境保全地域については、立入制限地区を設定することができるが、自然公園法においても立入を制限する地区を設定することができるようになったため、自然公園法との差異は少なくなっている。 なお、同法を根拠に実施している自然環境保全基礎調査の結果は、自然公園の保護管理に活用しているところ。
鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律 (大正7年、平成14年全部改正)	鳥獣の保護及び狩猟の適正化を図り、もって生物の多様性の確保、生活環境の保全及び農林水産業の健全な発展に資すること	(国指定) 国指定鳥獣保護区 ・特別保護地区 ・特別保護指定区域 (都道府県指定) 都道府県指定鳥獣保護区	重複することがある	国指定鳥獣保護区66地区のうち、19地区は国立公園区域と重複している。自然公園法では動物の捕獲を規制しているのは特別保護地区と特別地域(特別地域内においては、環境大臣が指定する動物のみ捕獲規制される)であり、鳥獣保護区を併せて指定することにより、自然公園の自然環境全般の保護効果を上げている。 なお、鳥獣保護法に基づき動物個体、卵等の捕獲許可を受けた場合は自然公園法の許可を不要とし、手続きを簡素化している。
絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律 (平成4年)	絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存を図ることにより良好な自然環境を保全し、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与すること	生息地等保護区 ・管理地区 ・監視地区	重複することがある	生息地等保護区9地区のうち1地区(北岳キタダケソウ生育地保護区、南アルプスNP)が国立公園区域と重複している状況で、直接の関わりは少ない。 国内希少野生動植物種62種のうち、約半数は国立・国定公園を生息・生育地としている。
特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律 (平成16年)	特定外来生物の飼養、栽培、保管又は運搬、輸入その他の取扱いを規制するとともに、国等による特定外来生物の防除等の措置を講ずることにより、特定外来生物による生態系等に係る被害を防止し、もって生物の多様性の確保、人の生命及び身体の保護並びに農林水産業の健全な発展に寄与することを通じて、国民生活の安定向上に資すること			基本方針には国立公園内で防除を推進することとされている。平成18年度の施行令改正で特別保護地区内での動植物の放出等が規制されている。
自然再生推進法 (平成13年)	自然再生についての基本理念を定め、及び実施者等の責務を明らかにするとともに、自然再生基本方針の策定その他の自然再生を推進するために必要な事項を定めることにより、自然再生に関する施策を総合的に推進し、もって生物の多様性の確保を通じて自然と共生する社会の実現を図り、あわせて地球環境の保全に寄与すること	(自然再生事業実施計画において、事業の対象区域を明示)	重複することがある	自然再生推進法に基づく自然再生事業が国立公園内にて行われる場合には、自然公園法に規定する公園事業のうち自然再生施設事業として位置づけることとしており、積極的な連携を図る。
温泉法 (昭和23年)	温泉を保護しその利用の適正を図り、公共の福祉の増進に寄与すること	国民保養温泉地	重複することがある	全国91箇所の国民保養温泉地のうち34箇所が国立公園内、13箇所が国定公園内に位置している。
景観法 (平成16年)	我が国の都市、農山漁村における良好な景観の形成を促進するため、景観計画の策定その他の施策を総合的に講ずることにより、美しく風格のある国土の形成、潤いのある豊かな生活環境の創造及び個性的で活力ある地域社会の実現を図り、もって国民生活の向上並びに国民経済及び地域社会の健全な発展に寄与すること	景観計画区域 ・景観農業振興地域整備計画区域	重複することがある	国立・国定公園内において景観行政団体が景観計画を定める場合は国立公園等管理者(国立公園においては環境大臣、国定公園においては都道府県知事)に協議する旨の規定がある。 景観計画に定められる規制のうち、国立・国定公園の公園計画と適合する適切な内容のものについては自然公園法の許可基準として適用する。また、自然公園等事業(公共のみ)のうち必要なものに関しては、その整備方針を景観計画に明記し、公園管理者として連携・協力を図る。

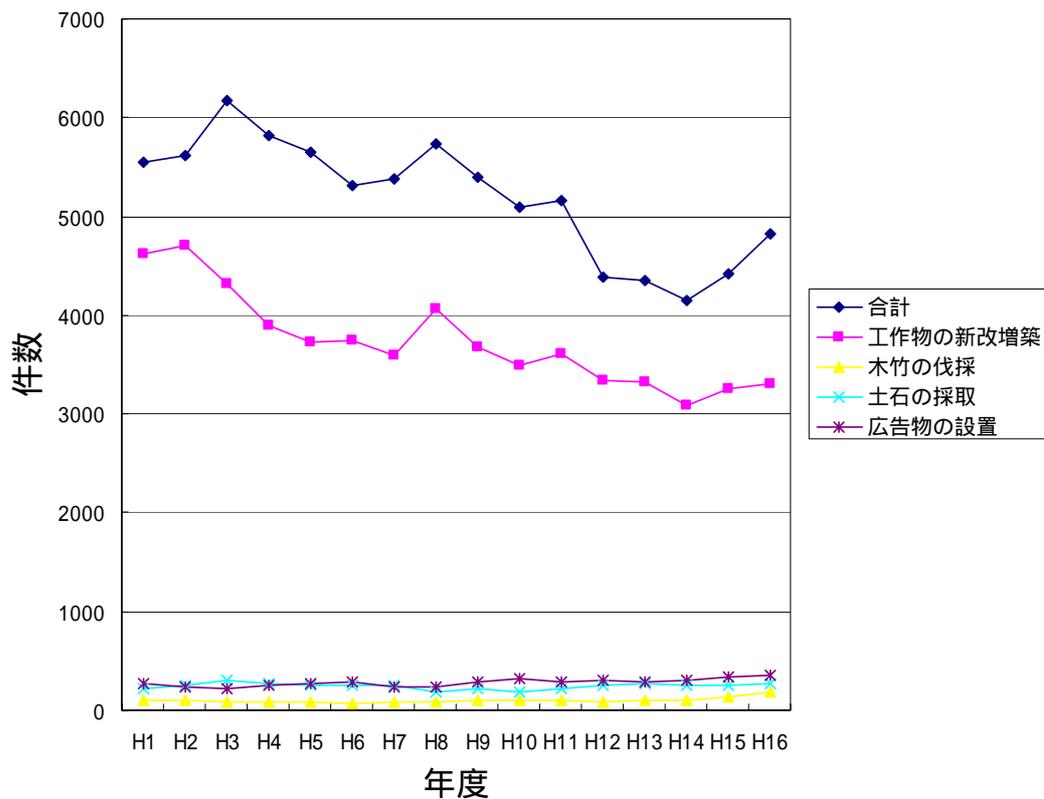
自然公園法と環境省以外の省庁所管の法制度との関係性（表6）

法令名	目的	地域指定の種別	自然公園との重複	自然公園行政との関係
国土利用計画法	国土利用計画の策定に関し必要な事項について定めるとともに、土地利用基本計画の作成、土地取引の規制に関する措置その他土地利用を調整するための措置を講ずることにより、国土形成計画法による措置と相まって、総合的かつ計画的な国土の利用を図ることを目的とする	土地利用基本計画で定める区域 ・都市計画地域 ・農業地域 ・森林地域 ・自然公園地域 ・自然保全地域	国立・国定公園は自然公園地域に該当するが自然保全地域以外の他の地域区分とも重複する	土地利用基本計画における五地域区分の重複する地域の土地利用の調整指導方針に基づき、調整を図っていく必要がある。
森林法 (昭和26年)	森林計画、保安林その他の森林に関する基本的事項を定めて、森林の保続培養と森林生産力の増進を図り、もつて国土の保全と国民経済の発展とに資することを目的とする	国有林及び民有林(国有林以外の森林)に分類 特に指定する地域は次の2種 ・保安林(水源涵養、土砂流出防備等、17種別) ・保安施設地区	大半の面積が重複	国立・国定公園区域のうち、約8割が森林であり、森林法に基づく全国森林計画に沿った整備・保全と自然公園制度との整合を図っていく必要がある。 国立・国定公園の森林のうち、約54%が保安林に指定され(特別保護地区では約71%)、約58%が国有林である(特別保護地区では約78%) (データはH13.4月現在)。 森林の適切な保全は、自然公園法・森林法ともに法目的に沿った方向であるが、施業方法によっては、景観保護上、好ましくない場合が発生することが想定されるため、調整が必要である。
文化財保護法 (昭和25年)	文化財を保存し、且つ、その活用を図り、もつて国民の文化的向上に資するとともに、世界文化の進歩に貢献することを目的とする。	記念物 ・史跡、名勝、天然記念物 ・特別史跡、特別名勝、特別天然記念物 ・文化的景観 ・重要文化的景観	重複することがある	特に天然記念物については、指定対象及び規制内容が自然公園におけるそれらと類似したものとなるため、国指定の天然記念物の指定と国立・国定公園の指定に関しては、重複する場合に環境省と文部科学省との間で協議することとなっている。
水産資源保護法	水産資源の保護培養を図り、且つ、その効果を将来にわたって維持することにより、漁業の発展に寄与することを目的とする。	保護水面	重複することがある	国立・国定公園内では海域も保護担保されており、海中公園地区では環境大臣が指定する動植物の捕獲等も制限されるため、保護水面や水産動植物の採捕等と調整を図っていく必要がある。
海岸法	津波、高潮、波浪その他海水又は地盤の変動による被害から海岸を防護するとともに、海岸環境の整備と保全及び公衆の海岸の適正な利用を図り、もつて国土の保全に資することを目的とする。	海岸保全区域	重複することがある	国立・国定公園内には自然海岸を多く含むため、海岸保全区域における突堤、護岸、離岸堤等の海岸保全施設の設置については、災害又は浸食を受けているか受けるおそれがあるか等からみた防災の役割等と調整を図っていく必要がある。
都市計画法 (昭和43年)	都市計画の内容及びその決定手続、都市計画制限、都市計画事業その他都市計画に関し必要な事項を定めることにより、都市の健全な発展と秩序ある整備を図り、もつて国土の均衡ある発展と公共の福祉の増進に寄与することを目的とする。	都市計画区域 ・市街化区域 ・市街化調整区域	重複することがある	原則として、自然公園区域と目的が相反する区域であるが、両者の指定に関しては、都市計画に基づく市街化区域と自然公園法に基づく特別地域が原則として重複しないよう措置されている以外には、特に定めはない。 なお、都市計画区域であっても市街化調整区域は、厳しく開発を規制している区域であり、当該地の自然景観保護にも資する場合がある。

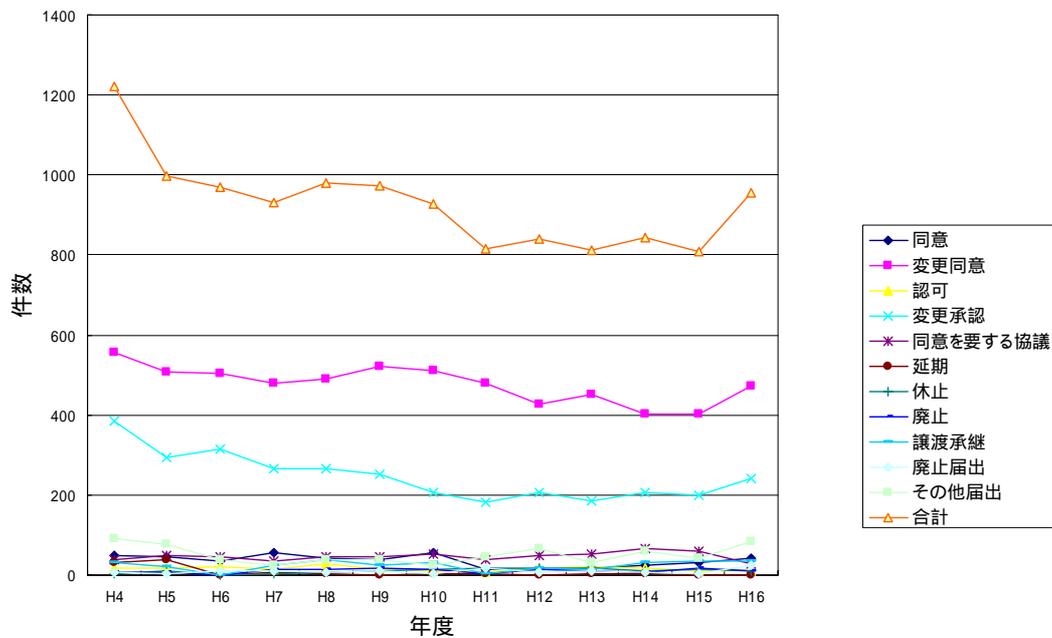
公園利用者数の推移（図6）



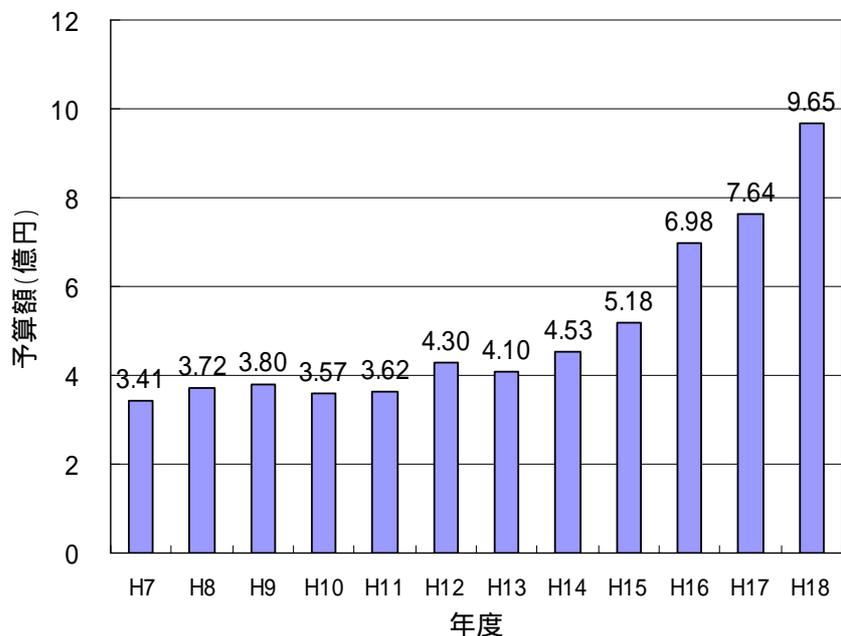
国立公園内行為許可件数の推移（図7）



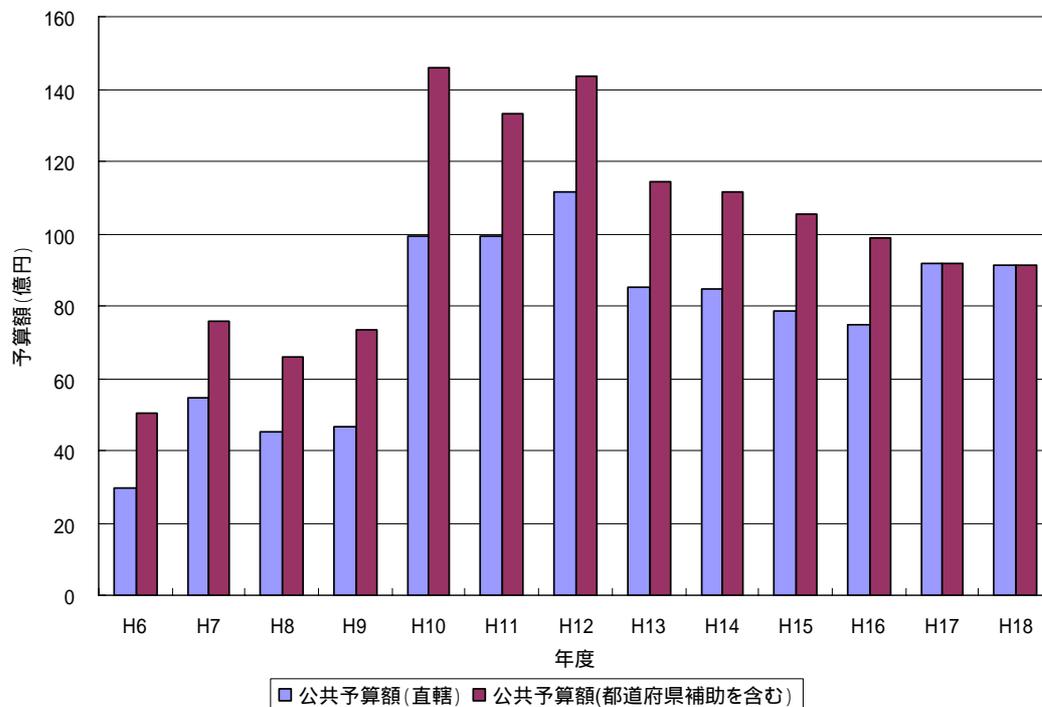
国立公園内事業申請処理件数の推移（図8）



国立公園管理に関する環境省予算額（非公共）の推移（図9）



自然公園等事業費（国立公園関係分）の推移（図10）



自然保護官数の推移（図 1 1）

